

# 太田市市税等口座振替事務取扱要綱

平成 17 年 3 月 28 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 3 項の規定による、太田市市税等の口座振替の方法による納付手続を定めることにより、納期内納付の向上及び自主納付体制の確立を期するとともに、納税者又は介護保険料納付者の利便性の向上を図ることを目的とする。

## (対象税目等)

第 2 条 口座振替により納付できる市税等は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人の市県民税（特別徴収分を除く。）
- (2) 固定資産税（都市計画税を含む。）
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税（特別徴収分を除く。）
- (5) 介護保険料（特別徴収分を除く。）

## (対象者)

第 3 条 口座振替により納付することができる納税者又は介護保険料納付者（以下「資格納税者」という。）は、次条に規定する取扱金融機関に預貯金口座を有し、当該取扱金融機関の承諾を得た者とする。

## (取扱金融機関等)

第 4 条 口座振替による収納業務を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、太田市長が定めた指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び株式会社ゆうちょ銀行とする。

## (指定預貯金口座)

第 5 条 口座振替のできる預貯金口座は、取扱金融機関にある資格納税者名義の普通預金口座、当座預金口座、納税準備預金口座又は通常貯金口座（以下「普通預金等」という。）のうちから当該資格納税者が指定した預貯金口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、資格納税者名義以外の預貯金口座であっても、当該預貯金口座の名義人の同意を得た上で、資格納税者の指定預貯金口座とすることができる。

## (申込手続)

第 6 条 口座振替により納付を希望する資格納税者は、太田市税等口座振替依頼（申込）書・自動払込利用申込書兼廃止届（様式第 1 号）又は太田市介護保険料口座振替依頼（申込）書・自動払込利用申込書兼廃止届（様式第 2 号）（以下「振替依頼書兼廃止届」と総称する。）を市長又は取扱金融機関へ提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、振替依頼書兼廃止届の提出があった場合は、記載事項を確認し、速やかに当該取扱金融機関に送付する。
- 3 当該取扱金融機関は、第1項の規定により振替依頼書兼廃止届が資格納税者から提出され、又は同項の規定により市長に提出された振替依頼書兼廃止届が前項の規定により市長から送付されたときは、その記載事項を確認し内容に不備がないことを確認の上、これを受理するものとする。この場合において、当該取扱金融機関は、振替依頼書兼廃止届（市控え）を市長へ送付するものとする。
- 4 当該取扱金融機関は、第2項の規定により市長から送付された振替依頼書兼廃止届の記載事項を確認し内容に不備がある場合には、振替依頼書兼廃止届の不備返却事由欄にその旨を付記し、市長に送付するものとする。

（納税通知書等の送付）

第7条 市長は、前条第3項後段の規定による送付を受けた場合には、取扱金融機関別に振り分けた口座振替等データを電磁的記録として電子計算組織により、取扱金融機関に納付期限の7営業日前までに送信する。ただし、取扱金融機関との間でこれと異なる取扱いを定めた場合は、この限りでない。

（振替日）

第8条 振替日は、納期限日とする。ただし、取扱金融機関において特別な事情がある場合は、納期限前5日から納期限の日までの間に振り替えることができるものとする。

- 2 振替不能としての取扱いは、納期限最終残高で確定する。

（振替納付手続）

第9条 取扱金融機関は、資格納税者の指定預貯金口座から第7条の規定により送信された電磁的記録に記録されている金額を払い出し、市長が指定する預貯金口座又は郵便振替口座へ入金するものとする。

- 2 取扱金融機関は、払出し後の結果データを電磁的記録として電子計算組織により、納期限後3営業日以内に市長に送信するものとする。

（振替納付済通知書の送付）

第10条 市長は、振替納付に係る領収書を省略し、振替納付済通知書を必要に応じて、資格納税者に送付するものとする。

（振替不能の取扱い）

第11条 取扱金融機関は、資格納税者の指定預貯金口座で振替不能が生じたときは、電磁的記録として電子計算組織により、市長へ送信するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により通知を受けたときは、当該資格納税者に督促状兼振替不能通知を送付するものとする。

（口座振替による納付の廃止）

第12条 資格納税者が口座振替による納付の廃止をする場合は、振替依頼書兼廃止届を

市長又は取扱金融機関へ提出するものとする。

2 振替依頼書兼廃止届の提出がないまま長期間にわたり口座振替請求がない場合、その他市長又は指定金融機関が必要と認めた場合は、口座振替を廃止できるものとする。

(口座振替契約の内容変更)

第13条 資格納税者が口座振替契約の内容を変更するときは、新たに振替依頼書兼廃止届を市長又は取扱金融機関へ提出するものとする。

(取扱継続期間)

第14条 口座振替契約の取扱いは、資格納税者又は預貯金者が第12条第1項の規定により口座振替による納付を廃止し、又は取扱金融機関の口座を解約するまでの間は、同条第2項に規定する場合を除き、自動継続するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。